

資料編

1. 四街道市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 市は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に
応じて、教育振興基本計画の策定に関し、必要な事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 市内の小学校及び中学校の教職員
- (3) 市内在住の児童及び生徒の保護者
- (4) 社会教育委員
- (5) 公募による市民

3 委員の任期は、3年とする。

4 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を
代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長と
なる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を
求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会規則で定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<四街道市教育振興基本計画策定委員会委員名簿>

(敬称略)

委員氏名	選出区分	備考
江崎 俊夫	学識経験者	会長
小宮山 伴与志	学識経験者	副会長
上田 美加	教職員	
村上 伸	教職員	令和5年3月31日まで
福田 薫	教職員	令和5年5月1日から
能村 幸恵	教職員	
鈴木 良平	教職員	
後藤 陽子	保護者	
神田 雅美	保護者	
中島 隆	社会教育委員	
山岸 竜治	社会教育委員	
千脇 みゆき	公募市民	
花井 育代	公募市民	
米家 靖子	公募市民	

任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日

2. 四街道市教育振興基本計画策定本部要領

(設置)

第1条 四街道市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次の各号に掲げる事項について処理するものとする。

- 2 計画の策定に関する資料を収集すること。
- 3 計画の素案等を作成し、計画策定委員会に報告すること。
- 4 その他計画を策定する上で必要となる事項を調査検討すること。

(策定本部の組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には教育長を、副本部長には教育部長を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、策定本部を統括し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定本部の会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定本部に作業部会を設置する。

- 2 作業部会の長は、教育部長の職にある者とし、部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会は、計画の策定に関する資料収集、素案作成等を行うほか、特に部会長が必要と認めた事項について調査検討する。
- 4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月17日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別 表 1

(策定本部)

策定本部	所 属	職
本部長	教育委員会	教育長
副本部長	教育部	教育部長
本部員	教育部	副参事
本部員	教育部 教育総務課	課長
本部員	教育部 学務課	課長
本部員	教育部 指導課	課長
本部員	教育部 社会教育課	課長
本部員	教育部 スポーツ青少年課	課長
本部員	教育部 図書館	館長
本部員	教育部 青少年育成センター	所長

別 表 2

(作業部会)

作業部会	所 属	職
部会長	教育部	教育部長
部会員	教育部	副参事
部会員	教育部 教育総務課	課長
部会員	教育部 教育総務課	財務施設係長
部会員	教育部 学務課	管理係長
部会員	教育部 指導課	指導係長
部会員	教育部 社会教育課	学習振興係長
部会員	教育部 スポーツ青少年課	青少年係長
部会員	教育部 図書館	図書係長
部会員	教育部 青少年育成センター	指導主事

3. 諮問・答申

(1) 諮問

教 総 第 91 号
令和4年7月19日

四街道市教育振興基本計画策定委員会
会長 江崎 俊夫 様

四街道市教育委員会

第2期四街道市教育振興基本計画の策定について（諮問）

四街道市教育振興基本計画策定委員会条例第2条の規定により、第2期四街道市教育振興基本計画の策定について、貴委員会の意見を求めます。

(2) 答申

令和5年11月21日

四街道市教育委員会 様

四街道市教育振興基本計画策定委員会
会長 江崎 俊夫

第2期四街道市教育振興基本計画の策定について（答申）

令和4年7月19日付け教総第91号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議をした結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申します。

なお、今回策定した計画については、下記に十分留意しながら実施することを望みます。

記

1. 「四街道市が目指す教育の姿」を実現するために、「学び つながり 輝きあいともに未来を拓く人づくり」の基本理念のもと、家庭・学校・地域・行政が緊密な連携を図り、市全体が一体となって計画に取り組めるようにすること。
2. 多様なウェルビーイングの実現に向けて、「誰一人取り残さない教育」を目指すとともに、各施策を実施するにあたって、一人一人の個性や価値観を大切にし、数値のみにとらわれることなく、総合的に事業を評価・推進できるよう配慮すること。

4. 策定経過

(1) 四街道市教育振興基本計画策定委員会

第1回 令和4年7月19日

【諮問】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画の策定について（諮問）

【議題】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画策定方針について
- ・第2期四街道市教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について

第2回 令和4年11月17日

【議題】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画の基本理念について
- ・アンケート集計結果の報告について

第3回 令和5年5月29日

【議題】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画の骨子案について

第4回 令和5年7月20日

【議題】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画の施策等について

第5回 令和5年10月26日

【議題】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画（案）について
- ・副題（サブタイトル）の設定について

第6回 令和5年11月21日

【議題】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画（案）について

【答申】

- ・第2期四街道市教育振興基本計画の策定について（答申）

(2) 四街道市総合教育会議

第1回 令和4年10月26日

【議題】

- ・四街道市教育の振興に関する施策の大綱について

第2回 令和5年1月25日

【議題】

- ・四街道市教育の振興に関する施策の大綱について

第3回 令和5年5月19日

【議題】

- ・四街道市教育の振興に関する施策の大綱の一部変更について

第4回 令和5年7月27日

【議題】

- ・四街道市教育の振興に関する施策の大綱の一部変更について
- ・第2期四街道市教育振興基本計画の施策等について

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）

【案件名】

第2期四街道市教育振興基本計画（案）

【意見提出期間】

令和5年12月19日から令和6年1月18日まで

【意見提出者数】

2人

【意見提出件数】

24件

(4) 教育委員会会議

【議案名】

第2期四街道市教育振興基本計画の策定について

【議決日】

令和6年3月28日



第2期四街道市教育振興基本計画

令和6年3月発行

四街道市教育委員会 教育部 教育総務課

【TEL】043-421-2111（代表）

【E-mail】yksomu@city.yotsukaido.chiba.jp
